**解散公告（第一回）**

当基金は平成二十五年十一月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月三日

奈良県奈良市高天町五番地の一

奈良県建設業厚生年金基金

代表清算人　有井　邦夫

**解散公告（第二回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月三日

福島県福島市太田町一三番一七号

社団法人福島民報販売店厚生会

代表清算人　遠藤　義範

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月三日

東京都千代田区神田小川町三丁目二八番地

七昇龍館ビル六〇二号

財団法人現代演劇協会

代表清算人　村山　知義

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月三日

東京都新宿区三栄町七番地

財団法人国際メディア研究財団

代表清算人　三澤千代治

**解散公告（第二回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月三日

東京都西東京市柳沢五丁目一二番四号

財団法人東筑学舎

代表清算人　土屋　博之

**解散公告（第二回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月三日

東京都渋谷区千駄ケ谷一丁目三一番一一号

財団法人東京私的病医院特定退職金共済会

代表清算人　中村　光一

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年十一月十六日存立時期満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月三日

東京都東村山市廻田町一丁目三〇番地の一

財団法人東洋宣教会維持財団

代表清算人　ディクシー・ジーン・キング

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月三日

神奈川県横浜市金沢区富岡東二丁目一番二二号

財団法人神奈川県漁業振興会

清算人　高橋　征人

**解散公告（第二回）**

当法人は、存続期限の定めにより平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月三日

長野県諏訪郡富士見町境六三〇七番地一

財団法人栗本図書館

代表清算人　勝井　芳郎

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年十一月二十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月三日

長野市若里一―四―二二

社団法人長野国際親善クラブ

清算人　立岩　久忠

清算人　伊東　信子

**解散公告（第二回）**

当法人は、社員総会の決議並びに平成二十五年十月三十一日の静岡県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月三日

静岡県浜松市天竜区船明五五一番地

報徳遠譲社第三分社船明東社（社団法人）

代表清算人　河島和一郎

**解散公告（第二回）**

当法人は、社員総会の決議並びに平成二十五年十一月六日の静岡県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月三日

静岡県菊川市古谷二一五の一

社団法人古谷報徳社

清算人　片山　正俊

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月三日

大阪府和泉市尾井町二丁目二番一九号

財団法人日本人造真珠硝子細貨検査協会

代表清算人　吉田　秋夫

**解散公告（第二回）**

当法人は、岡山県知事の認可により平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月三日

岡山市東区広谷一〇八番地

社団法人廣援社

清算人　徳田　耕一

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年九月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月三日

山口県萩市大字須佐四四四五番地一

医療法人社団さくら会

清算人　松原　龍男

**解散公告（第二回）**

当法人は、総会決議により平成二十五年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月三日

徳島県美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保七八

特例社団法人美馬郡教育会

清算人　福山　義夫